競争入札心得

（総則）

第１条　積丹町が発注する委託業務の入札に当たっては、別に定めのあるものの　ほかこの心得を承知してください。

（入札）

第２条　入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出してください。

　（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入

札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなけ　ればなりません。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に

開示してはなりません。

（代理）

第４条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札

の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりま

せん。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法

人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するも

のとします。

２　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をする　ことはできません。

３　入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を　停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第５条　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、　又は撤回することはできません。

（無効入札）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

 (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

 (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

 (3) 入札書に記名押印がない入札

 (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札 (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入　　札

 (6) 代理人が２人以上の者の代理をしてした入札

 (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

 (8) 無権代理人がした入札

 (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らか

となったものに限る。）

 (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

 (11) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第７条　開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者

又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

（再度入札等）

第８条　開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で

再度入札（初度の入札を含め３回まで）を行います。また、再度入札によっても落

札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第９条　有効な入札を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をし　た者を落札者とします。

２　落札者となるべき価格で入札した者が２人以上いる場合は、くじ引きにより落　札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札

事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（契約の締結）

第10条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成　した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から７日以内に支出負　担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約

の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

（落札者と契約を行わない場合）

第11条　落札者が暴力団関係事業者等であることにより積丹町が行う公共事業等か

ら除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

２　契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約の締結をできないことにより生じる損害を請求することはできません。

（入札保証金等の帰属）

第12条　落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した　入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属します。

２　落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、　当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当

する額の違約金を町に納付しなければなりません。

（談合情報に対する対応）

第13条　入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び

積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

２　契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除するこ　とがあります。

（入札の取りやめ等）

第14条　前条第１項及び第２項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を　公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執　行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第15条　入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも

入札を辞退することができます。

２　入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に

掲げるところにより申し出てください。

 (1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に　　 連絡すること。

 (2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

３　前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利　益な取扱いを行うことはありません。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第16条　入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところによ　り、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。